

○皇統の核心を守り、安定的な皇位継承について考える

令和 8 年 7 月 17 日

愛知県議会議員 中村竜彦

皇位継承資格者の減少を受け、国会で皇室典範改正の議論が進められ、本日、令和 8 年 7 月 17 日に改正案が成立した。

まず、今回の改正案は、女性皇族が婚姻後も皇室に残ることを可能とすること、そして旧 11 宮家の男系男子を養子として皇族に迎え得ることを柱としている。加えて、養子となった本人には皇位継承資格を認めない一方、その子孫が男子の場合は皇位継承権を付与するというもの。

現在、皇室の構成員は 16 人まで減少し、皇位継承資格者は秋篠宮皇嗣殿下、悠仁親王殿下、常陸宮正仁親王殿下の 3 人に限られている。皇族数の減少は、単なる人数の問題ではなく、皇統の安定的な継承と、皇室が担う公的活動の持続可能性の双方に関わる重要な課題である。したがって、現状維持に終始するのではなく、伝統を守りながら、現実在即した制度整備へ一歩踏み出すことが求められている。

もっとも、皇室制度は一般社会の価値観のみで論じられる制度ではない。日本国憲法は第 14 条で法の下での平等を定める一方、第 2 条では「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」と規定している。すなわち、皇室制度は出生によって皇位継承資格が定まる制度であり、近代的な自由や民主主義とは異なる原理の上に成り立っている。この点こそ、長い歴史の中で受け継がれてきた皇室制度の本質である。

伝統とは、単なる慣習や印象ではなく、長い歴史の中で積み重ねられてきた先例の体系である。そして、その先例は可能な限り忠実に尊重されるべきである。現在の皇位継承は男系男子による継承とされているが、日本の皇室史を振り返れば、古代から一貫して男系による皇統が維持されてきた。過去には推古天皇や持統天皇をはじめ八人十代の女性天皇が存在したものの、いずれも父方をたどれば男系の皇統に属していた。また、女性天皇から父系が皇統に属さない子へ皇位が継承された先例も見当たらない。すなわち、日本の皇室史は「女性天皇」を排除してきたのではなく、「男系による皇統の継続」を守り続けてきたのである。

したがって、「女性天皇が存在したのだから女系天皇も認めるべきだ」と短絡的に結論づけることは、歴史的経緯を十分に踏まえた議論とは言い難い。維持すべきものは、現行典範の文言そのものではなく、男系によって皇統を継承してきたという歴史的原理である。

では、その原理を維持しながら現代社会に適応するには、どのような方策が望ましいのだろうか。歴史上は側室制度によって皇族男子を確保してきた時代もあったが、それを現代社会に復活させることは、社会倫理や国民意識に照らして現実的ではない。だからこそ、男系維持と現代社会との調和を図る新たな制度設計が必要となる。

その有力な選択肢の一つが、旧 11 宮家との関係を制度上再接続することである。昭和 22 年 10 月、11 宮家 51 人が皇籍を離脱したが、これは戦後の制度改革によるものであり、歴史的に見れば比較的新しい分枝である。その男系の系譜は明確であり、皇統の連続性を維持する観点から重要な存在であると考えられる。もっとも、今回の改正案にも採用された、旧宮家から養子のみを迎える制度には課題が無いわけではない。婚姻を伴わず皇族となる場合、「自ら皇族になろうとした人物」といった不当な批判を受けるおそれがあり、本人に過大な精神的負担を与えかねない。制度として成り立つことと、国民の理解の下で安定的に機能することとは、必ずしも同じではない。

そこで、より自然で歴史的な先例にも調和する方法として、未婚の女性皇族と旧宮家の男系男子との婚

姻の可能性を模索することが望ましいと考える。婚姻を契機とし、必要な法整備を通じて皇室との制度的接続を図るのであれば、養子のみで皇族となる場合に比べ、不当な批判を受ける可能性は小さくなる。また、その間に生まれる子についても男系が維持されるため、皇統の連続性という伝統を損なう事はない。

私案としては、一般国民の男性と婚姻した女性皇族については、従来どおり皇籍を離れる制度を維持するが、旧宮家の男系男子と婚姻した女性皇族については皇籍に留め、皇位継承資格を付与する。また、その配偶者（女性皇族と結婚した旧宮家の男系男子）には皇籍に加える一方で皇位継承権を与えない。さらに、その子については男子であれば皇位継承権を認め、女子については将来、旧宮家の男系男子と婚姻した場合に限って皇籍の継続と皇位継承権を認める制度を一つの案として提案したい。

このような制度であれば、男系による皇統という歴史的原理を維持しながら、女性皇族も皇位継承の担い手となる道を開くことができるのではないだろうか。

歴史を振り返れば、公家の藤原氏や、武家の平氏・徳川氏ら、時の権力者が自らの娘を介して皇室と婚を通じ政治的影響力を誇示することはあっても、自ら天皇の養子となって皇位についたり、自らの息子を天皇の養子として送り込むことで、男系の皇統そのものを篡奪した例は存在せず、結果として皇統そのものは男系で維持され続けた。いくら権勢を極めようとも、それらを実行した者がいないという歴史的事実。この長い歴史の積み重ねこそ、日本の皇室の最大の特徴であり、世界でも類例の少ない伝統なのである。

天皇は人格や能力、努力によって選ばれる存在ではない。男系による皇統に属することによって皇位を継承する存在である。この制度は近代民主主義の価値観だけでは説明し尽くせない。しかし、古代以来、摂関政治、武家政権、内乱、さらには第二次世界大戦後の国家体制の大転換を経てもなお、皇統が受け継がれてきたことは、日本という国家の歴史的連続性を象徴している。

令和8年7月現在、未婚の女性皇族は、愛子内親王殿下、佳子内親王殿下、彬子女王殿下、瑠子女王殿下、承子女王殿下の5人である。旧宮家との婚姻をどのように模索し実現するかは、政治が表立って関与すべき問題ではない。婚姻は本来きわめて私的な領域であり、政治課題として公然と論じれば、人権上の批判を招くことは避けられない。個人の尊厳と意思を最大限尊重しながら、皇室自身の意思が最大限尊重される中で、慎重に進められるべき課題である。

しかし同時に、皇室が血統を制度の根幹として成り立っている以上、その存続を論じる際に血統という要素を切り離すこともできない。守るべきは男系による「血統の連続」という皇統の核心であり、「天皇」という存在意義を支えてきた歴史的原理を正確に理解し、その上で静かに制度を補強していくことが必要である。皇室を守るために制度を改めるのであって、制度を改めるために皇室を変えるのではない。制度改正は伝統を壊す改革ではなく、むしろ伝統を未来へ受け継ぐための改革でなければならない。

男系による皇統という歴史的原理を堅持しながら、女性皇族と旧宮家の男系男子との婚姻を穏やかな環境の中で模索し、その実現に応じて必要な法整備が行われることが望ましい。制度だけを先行して改変する事は、当事者への不当な圧力になりかねず避けなければならない。

今回の改正案は、女性皇族の婚姻後の皇籍継続と旧宮家の男系男子の養子案を中核とする限定的なものとなったが、少なくとも皇統の根幹を直ちに破壊する内容ではなかった点は、政治的論争の先送りという面も含めて一定理解できるものである。

今後、皇室制度に触れる際には、政治的対立の材料として拙速な結論を求めるのではなく、歴史と制度に通じた有識者の冷静な知見も踏まえつつ、伝統と現実を調和させながら、皇統の安定という本質を見失うことなく、静かに議論がなされていくべきものだと考える。

<参考：歴代の女性天皇一覧 ～10代8人の女性天皇～>

女性天皇／即位年	出生／政治的背景	配偶者／子
推古天皇	欽明天皇の皇女	配偶者：敏達天皇
592 年	崇峻天皇暗殺後、敏達・用明・崇峻という近接した諸系統のあいだで有力候補が並び、蘇我馬子ら有力豪族の意向も絡むなかで、直接に特定の皇子を立てると対立が激化しかねなかったため、敏達の皇后である炊屋姫（推古）を立てて均衡を取った。	子：竹田皇子ら
皇極天皇／斉明天皇 同一人物の重祚	茅渟王の王女、敏達天皇の曾孫	配偶者：高向王のち、舒明天皇
642 年／655 年	舒明天皇死後、後継候補に山背大兄王・古人大兄皇子・中大兄皇子ら有力候補が並立し、蘇我氏の利害も深く関与したため、舒明天皇の皇后である皇極をいったん立てて対立を先送りした。	子：中大兄皇子・大海人皇子ら
持統天皇	天智天皇の皇女	配偶者：天武天皇
690 年	天武死後、すぐに即位せず、称制という形で政務を握り、子の草壁皇子へ継がせようと構想するが、草壁が早世し、その子の軽皇子（のちの文武天皇）がまだ幼少だったため、自身が即位して、孫への継承まで皇統を保全した。	子：草壁皇子
元明天皇	天智天皇の皇女	配偶者：なし
707 年	持統から文武へ、さらに首皇子（のちの聖武天皇）へという草壁皇子嫡流の継承路線を維持するため、文武天皇の死後、その中継ぎとして即位した。	子：なし
元正天皇	草壁皇子の皇女、天武天皇の孫	配偶者：なし
715 年	元明天皇からそのまま幼い首皇子（聖武天皇）へ渡すには政治的基盤が弱く、そこで同じ草壁嫡流に属する元正が即位して嫡流の連続性を保った。	子：なし
孝謙天皇／称徳天皇 同一人物の重祚	聖武天皇の皇女	配偶者：なし
749 年／ 764 年	聖武天皇に男子後継がいなかったため、元明・元正以来の草壁系嫡流維持の延長として即位したとする説が有力だが、孝謙は単純な「中継ぎ」以上に強い主体性を持ち、称徳としての重祚も含め、女性天皇の中でも特に政治的個性が強いとみられている。 したがって、孝謙は「中継ぎ」と言い切るにはやや複雑で、嫡流維持と本人の実権的統治志向が重なった事例と見る説がある。	子：なし
明正天皇	後水尾天皇の皇女	配偶者：なし
1629 年	紫衣事件など、幕府の朝廷統制に対し、後水尾天皇が強い不満を募らせ、1629 年に突然、幼い興子内親王（明正）へ譲位した。	子：なし
後桜町天皇	桜町天皇の皇女	配偶者：なし
1762 年	兄の桃園天皇が急逝し、後継の英仁親王（のちの後桃園天皇）が幼少だったため、幼い男子皇族が成長するまでの中継ぎとして即位した。	子：なし